



SMTB年金ニュース

(平成26年12月15日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

免除保険料率の算定等に関する告示及び厚生労働省令の一部改正に係るパブリックコメント手続きの結果公示

本日（平成26年12月15日）、平成26年10月17日から平成26年11月17日までの間意見募集が行われていた、[2件のパブリックコメント手続き](#)に関する結果が公示(*)されております。

(*) ① <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140258&Mode=2>

(*) ② <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140257&Mode=2>

示された内容は以下のとおりです。

	意見募集内容	意見等の内容	意見等に対する考え方
①	財政の現況及び見通しが公表されたことに伴う各厚生年金基金の免除保険料率適用開始時期(厚生労働大臣が定める月)を、平成27年4月とする。	意見なし	—
②	解散計画又は代行返上計画(解散計画等)を提出した厚生年金基金については、事務負担軽減の観点等から、財政の現況及び見通しが公表されたことに伴う免除保険料率の算定を不要とすることとする。	免除保険料率の算定を不要とする対象が、解散計画等を提出した基金に限定されているが、「解散等方針議決報告書」を提出した厚生年金基金についても、不要とするべきではないか。	解散計画等を提出していない基金では、原則的な財政運営を行うことから、免除保険料率の決定は必要だと考えております。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595